

物価高騰に伴う穀類乾燥調製施設支援事業募集要領

令和4年12月22日

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

第1 目的

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議では、県事業「物価高騰に伴う穀類乾燥調製施設支援事業」により地域農業の維持・発展に資するため、地域農業の担い手をはじめとする多くの農業者が利用し、地域農業の核となる穀類乾燥調製施設等の取組について、電力・燃油価格高騰による係り増し経費の一部を助成します。

第2 助成内容

1 助成対象となる経費

令和4年産の穀類乾燥調製作業に関する電力・燃油の掛かり増し経費

2 助成対象者

(1) カントリーエレベーター

(2) ライスセンター

(3) 大規模な乾燥調製を行っている組織・経営体（以下「大規模経営体」という。）

* JAや任意団体等の農業者で組織する団体のほか、農地所有適格法人や個別経営体を含めた大規模経営体の乾燥調製の取組が対象

3 対象作物

水稲、畑作物（小麦、大麦、大豆、そば）

4 要件

(1) 対象作物の処理面積が合計20ha（中山間地域※は16ha）以上

※中山間地域とは、次のいずれかに該当する地域

- ・山村振興法（昭和40年法律第64号）第2条に規定する山村
- ・特定農山村地域における農林業当の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- ・過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）

(2) 令和4年産の処理において電力・燃油価格高騰を加味した作業料金の値上げを行っていないこと

5 助成

本事業による助成額の単価は次のとおり。

(1) 電力・燃油の掛かり増し経費助成

ア カントリーエレベーター

(ア) 乾燥調製作業を行った玄米1俵（60kg）当たり48円以内

(イ)乾燥調製作業を行った畑作物 1 俵当たり 76円以内(注)

イ ライスセンター

(ア)乾燥調製作業を行った玄米 1 俵 (60kg) 当たり 16円以内

(イ)乾燥調製作業を行った畑作物 1 俵当たり 47円以内(注)

ウ 大規模経営体

(ア)乾燥調製作業を行った玄米 1 俵 (60kg) 当たり 16円以内

ただし、自家消費分として 8 俵を差し引いた俵数に助成します。

(イ)乾燥調製作業を行った畑作物 1 俵当たり 47円以内(注)

(注) 1 俵当たり量目：小麦は60kg、大麦は50kg、大豆は60kg、そばは45kg

4 その他

事業対象は、令和 4 年 1 2 月末日までに乾燥調製された令和 4 年産の対象作物とします。

第 3 事業の手続き

- 1 申請者は、事業計画書（別紙様式 1、複数施設を有する場合は集計表）を作成し、所管の農林事務所農業振興普及部・農業普及所に提出してください。

【申請書】

事業計画書（別紙様式 1 等）は、以下の福島県水田農業産地づくり対策等推進会議ホームページからダウンロードできます。

<https://fs-suishin.jp/index.html>

【添付書類】

- ・作業受託(作付)の俵数を確認出来る書類(写し)（作付については大規模経営体のみ）
- ・作付面積を確認できる書類（大規模経営体のみ）
水田：「経営所得安定対策等の営農計画書」の写し
水田以外の地目：作付実績書（参考様式1）等
- ・振込口座がわかる通帳等の写し

【提出期限】

令和 5 年 1 月 13 日まで

【留意事項】

申請書の内容確認のため、申請者に連絡をする場合があります。

申請書は記載内容を十分確認してから提出してください。

- 2 所管の農林事務所農業振興普及部・農業普及所は、事業実施計画書ほか、申請書類を確認したうえで、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議に提出します。
- 3 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議は、事業実施計画書のほか、申請書類の内容を確認します。
- 4 助成が可能と認められる場合、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議は、助成金決定通知書（別紙様式 2）により申請者に助成額を通知します。

- 5 申請者は、事業実施計画書提出後、申請内容の変更を行う場合は、上記1、2に準じて手続きを行います。
- 6 申請者に助成額を通知した後、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議は、申請者の口座に助成額を振り込みます。

第4 補助金の返還

申請者が申請した内容と異なる場合や第2の要件等を満たさないと認められた場合は、申請者に対し、助成金の返還を求めます。